

# STOP滞納！対応を強化します

問い合わせ 納税課(☎内線334・335・366)

## 納め忘れはありませんか？

11・12月は県下一斉徴収強化月間です。市税などの納め忘れがないか、いま一度確認をお願いします。納期限を過ぎても納付していない人は、早急に納めてください。



## 滞納すると財産を差し押えます

税負担の公平性を確保するため、市税などを滞納している人には、法律の規定により財産調査をし、預貯金や給与、生命保険、不動産などを差し押えます。財産調査や差し押えは本人の了承、同意を得ることなく行います。差し押えた財産は滞納となっている税や延滞金などに充当します。



## 口座振替・スマホ納付を活用しましょう

納期日に確実に納付ができる口座振替を活用してください。一部の金融機関はWebから申請できます。二次元コードが載った納付書であれば、クレジットカードなどで納付できます。従来どおり、コンビニエンスストアや金融機関での納付書払い、スマートフォン決済アプリ(※)も利用できます。

※一部利用できない場合もあります。



## 早めの相談を

災害など不可効力によるやむを得ない事情から一時的に納付が困難な場合は、そのまま放置せず必ず納税課へ連絡してください。なお、納期限を過ぎて、督促や催告などをして納付や相談がない場合はただちに滞納処分(差し押えなど)に着手します。

